

特別養護老人ホーム望みの門富士見の里(短期入所)重要事項説明書

(従来型多床室の併設型・空床型：短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0439-70-6500

担当 副施設長兼生活相談員 飯田 篤史

2. 特別養護老人ホーム望みの門富士見の里(短期入所)の概要

(1) 事業所

事業者名	特別養護老人ホーム望みの門富士見の里(短期入所)
所在地	千葉県富津市湊701番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(千葉県1273100808)

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1		運営管理	1
医師	医師		1	医療	1
生活相談員	社会福祉士	1		相談	1
栄養士	栄養士	1		献立・調理管理	1
機能訓練指導員	看護師、理学療法士等		1	機能訓練	1
介護支援専門員	介護支援専門員	1		サービス計画	1
事務職員		1		事務業務	1
看護職員	看護師	2	1	看護業務	3
介護職員	介護福祉士	7		介護業務	7
	2級修了者	2	1	介護業務	3
	その他	5		介護業務	5
調理員その他	調理師その他	8	5	調理その他	13

(3) 事業所の設備の概要

定員 10名

居室	2人部屋×1室 1室 22.89㎡
	4人部屋×2室 1室 42.71㎡以上
医務室	1室
静養室	1室
食堂兼リハビリ室	122.15㎡
浴室	一般浴室×1室、特殊浴室×1室

3 利用できる方（基準）

- ・身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方
ただし、著しい精神障害および問題行動のため医療処遇が適当な方を除く。
- ・居宅において適切な介護を受けることが困難な方。
- ・入所基準に適合し、特に介護の必要があると認められた場合。
- ・短期入所生活介護の場合、介護保険被保険者証をお持ちで「要介護1～要介護5」と認定されている方。
- ・介護予防短期入所生活介護の場合、介護保険被保険者証をお持ちで「要支援1～要支援2」と認定されている方。
- ・入院加療を要する病態でないこと。他利用者に伝染させる恐れがある伝染性疾患をしない方。

4 サービス内容

- ① 食事
- ② 入浴（週2回）
- ③ 排泄
- ④ 機能訓練（機能維持、低下防止の生活リハビリ）
- ⑤ 生活相談（施設生活内での様々なことに対する対応）
- ⑥ 健康管理（看護師、介護にて対応）
- ⑦ 特別な食事の提供（月1回、誕生会昼食時）
- ⑧ 理容サービス（月1回、1,200円）
- ⑨ レクリエーション（カラオケ、習字等）
- ⑩ 洗濯 等

5 利用料金

① 併設型短期入所生活介護（Ⅱ）

介護区分	利用料 (1割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要介護度 1	603円	1,445円	855円	2,903円
要介護度 2	672円			2,972円
要介護度 3	745円			3,045円
要介護度 4	815円			3,115円
要介護度 5	884円			3,184円

② 併設型短期入所生活介護（Ⅱ）（一定以上所得者の方）

介護区分	利用料 (2割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要介護度 1	1,206円	1,445円	855円	3,506円
要介護度 2	1,344円			3,644円
要介護度 3	1,490円			3,790円
要介護度 4	1,630円			3,930円
要介護度 5	1,768円			4,068円

③ 併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）

介護区分	利用料 (1割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要支援 1	451円	1,445円	855円	2,751円
要支援 2	561円			2,861円

④ 併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）（一定以上所得者の方）

介護区分	利用料 (2割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要支援 1	902円	1,445円	855円	3,202円
要支援 2	1,122円			3,422円

第一号被保険者で①本人の合計所得金額が160万円以上で②同一世帯の第一号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が単身で280万円以上、二人以上の世帯で346万円以上の方は二割負担となります。

また、遺族年金、障害年金等の非課税年金も資産の対象になります。

皆様の負担割合につきましては、行政が住民税で用いる前年所得に係るデータに基づきシステムで職権判定されます。

・富津市の地域区分は「7級地」の為、利用者負担金に1.017を乗じた金額が負担金となります。

(2) 食費 1日あたり 1,445円(朝食445円、昼食500円、夕食500円)

(3) 滞在費 1日あたり 855円 →令和6年8月以降915円

段階	所得の状況	食費（日額）	滞在費（日額）
		多床室・従来個室	多床室
1	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護の受給者	300円	0円
2	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	600円	370円→8月以降430円
3-1	世帯全員が住民税非課税で上記②に該当しない方（課税年金収入が80万円超120万円未満の方等）	1,000円	370円→8月以降430円
3-2	世帯全員が住民税非課税で上記②に該当しない方（課税年金収入が120万円超の方）	1,300円	370円→8月以降430円
4	世帯に住民税を課税されている方がいる場合	1,445円	855円→8月以降915円

令和6年8月より、施設系サービスの居住費が上がります。

概要

令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。

5 利用料金

⑤ 併設型短期入所生活介護（Ⅱ）

介護区分	利用料 (1割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要介護度 1	603円	1,445円	915円	2,963円
要介護度 2	672円			3,032円
要介護度 3	745円			3,105円
要介護度 4	815円			3,175円
要介護度 5	884円			3,244円

⑥ 併設型短期入所生活介護（Ⅱ）（一定以上所得者の方）

介護区分	利用料 (2割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要介護度 1	1,206円	1,445円	915円	3,566円
要介護度 2	1,344円			3,704円
要介護度 3	1,490円			3,850円
要介護度 4	1,630円			3,990円
要介護度 5	1,768円			4,128円

⑦ 併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）

介護区分	利用料 (1割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要支援 1	451円	1,445円	915円	2,811円
要支援 2	561円			2,921円

⑧ 併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）（一定以上所得者の方）

介護区分	利用料 (2割負担分)	食費	滞在費	1日当たりの利用料金
要支援 1	902円	1,445円	915円	3,262円
要支援 2	1,122円			3,482円

(4) 加算料金

・機能訓練体制加算	1日に	12円
・療養食加算	1食に	8円
・送迎加算	片道	184円
・看護体制加算Ⅰ	1日に	4円
・看護体制加算Ⅱ	1日に	8円
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日に	22円
・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日に	18円
・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日に	6円
・介護職員処遇改善加算	詳細加算要件にて	
・介護職員等特定処遇改善加算	詳細加算要件にて	
・介護職員等ベースアップ等支援加算	詳細加算要件にて	
・長期入所者への減算	1日に	30円減(利用料負担金より)

加算内容一覧表

加算名	料金	要件
機能訓練体制加算	12円/1日	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること
療養食加算	8円/1食	利用者の病状等に応じて、主治医より疾患治療の手段として発行された食事せんに基づいて食事の提供が管理栄養士又は、栄養士によって管理されていること。
送迎加算(片道)	184円/片道	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められ実施した場合加算となる。(居宅⇄事業所間)
看護体制加算Ⅰ	4円/1日	本体施設の看護師配置にかかわらず、別に1名以上の常勤看護師が配置していること。
看護体制加算Ⅱ	8円/1日	常勤の看護師を常勤換算方法で利用者25名またはその端数を増すごとに1名以上、かつ基準+1名以上配置していること。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/1日	◎介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上 ◎勤続10年以上介護福祉士35%以上 のいずれか該当
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/1日	◎介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6円/1日	<ul style="list-style-type: none"> ●介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上 ●常勤職員が75%以上 ●勤続7年以上の介護職員が30%以上 のいずれか該当
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ※5月まで	算定した加算単位数の83/1000に相当する単位数	<ul style="list-style-type: none"> ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備 ②資質向上の為の計画を策定し研修実施又は研修の機会を確保 ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設ける ④「定量的要件」平成27年4月以降、賃金改善以外の処遇改善の取り組みを実施 <p>※①～④の要件全てを満たす</p>
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) ※5月まで	算定した加算単位数の60/1000に相当する単位数	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 要件の①及び②+④
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) ※5月まで	算定した加算単位数の33/1000に相当する単位数	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 要件の①又は②+④
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) ※5月まで	介護職員処遇改善加算を除く単位数の27/1000に相当する単位数	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士の配置等要件 (サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定) ② 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ～ (Ⅲ) までのいずれかを算定 ③ H20年10月以降の処遇改善内容を全職員に周知 ④ 特定加算に基づく取組についてホームページの掲載等で公表
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) ※5月まで	介護職員処遇改善加算を除く単位数の23/1000に相当する単位数	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) の②+③+④
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※5月まで	介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算を除く単位数の16/1000に相当する単位数	<p>処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所。賃上げ効果を継続できるように、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等 (基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ) に使用する事が算定要件。</p>
介護職員処遇改善加算Ⅱ(新加算) ※6月より	介護職員処遇改善加算を除く単位数の136/1000に相当する単位数	上記現行の介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化したもの。

※ 尚、加算算定については職員配置等の都合上、月により異なります。

(5) その他の料金

- ①誕生会食事代別途請求 540 円 (ご家族 1 食 1,000 円)
- ②理容費 1,200 円
- ③クラブ活動費 折紙クラブ 1 回 50 円、習字クラブ 1 回 50 円
- ④遠足等外出送迎費 1,840 円 (片道)

※但し富津市・君津市・木更津市・袖ヶ浦市以外は当該区域より 1 km 増す毎に 50 円、有料道路の場合は実費徴収致します。

- ⑤買物代行 基本的にご家族様でお願い致します
- ⑥その他 上記のほか、特別な行事は負担をお願いすることがあります。

(6) キャンセル料

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 50%

(7) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合がございます。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(8) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の利用翌月 10 日以降に請求書をお渡しいたしますので、25 日までにお支払いください。お支払いいただきますと、利用者に対し領収書を発行します。お支払方法は、窓口払いとなります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、介護支援専門員に相談後、介護支援専門員がお電話でお申し込みください。面接、健康診断書を提出後、契約を締結いたします。尚、利用予約すべてに関し介護支援専門員を通じて行います。ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の契約書の取り交わしの際は、代理人(身元引受人)及び、連帯保証人の来所をお願い致します。各自印鑑をご持参ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

実際にサービスをご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、又はお客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合はサービス利用計画を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。尚、この時は、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営方針

当法人の障害者および老人等、保護や援助を必要とされる方々への50年にわたる福祉活動の実践を基盤とし「利用者本位」を尊重し運営しています。

(2) サービス利用のために

事項	備考
男性介護職員の有無	状況により配慮します
従業員への研修の実施	全体研修 年11回、個別研修 年1回以上
サービスマニュアルの作成	作成
身体的拘束	原則禁止

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会 …………… 面会申込書に必要事項記入の上、面会をお願い致します。
面会時間は午前9時～午後5時30分の時間内でお願いします
- ・ 外出、外泊 …………… ご家族の付き添いが必要です。
- ・ 飲酒、喫煙 …………… 原則禁止とさせていただきます。
- ・ 設備、器具の利用 …………… 一定の管理の範囲で自由です。
- ・ 金銭、貴重品の管理 …………… 居室には鍵のかかる保管場所はありません、原則ご自分の責任において自由ですが、御相談下さい。
- ・ 所持品の持ち込み …………… 身の回り品に限らせていただきます。**刃物類の持込禁止**
- ・ 飲食料品の持ち込み …………… **食品等の持込は、事故防止のため、必ず職員に渡して下さい**
尚、食中毒予防の為既製品のみとさせていただきます
- ・ 施設外での受診 …………… 協力病院への通院は行いますがご家族の付き添いをお願いいたします。協力病院以外についてはご家族対応願います。
- ・ 写真 …………… 個人ファイル、行事、施設での様子を掲示する為に使用
- ・ 名札 …………… 居室入口前表札、入浴時に使用

8. 入所について

- ① 利用者の移送は原則としてご家族でお願いいたします、困難な場合は事業所にて送迎いたします。
- ② 入退所の時間は原則として午前9時30分から午後5時までの間をお願いします。
- ③ 入所時に必要なもの
 - i 介護保険被保険者証
 - ii 健康保険証・医療受給者証・現在服用している薬
 - iii 衣類
 - 1) 季節に応じた普段着 上下 3セット
 - 2) パジャマ 3セット
 - 3) 下着 上下 4セット
 - 4) 靴下 3足
 - iv タオル類
 - 1) バスタオル 3枚
 - 2) フェイスタオル 5枚
 - v 食事用エプロン (必要な方) 2枚
 - vi お茶用コップ (手の付いたプラスチック製の物)
 - vii 歯ブラシ
 - viii 入れ歯のある方 洗浄用のコップ、ポリデント
 - ix おやつ用のお菓子類 (特に本人希望のものがある場合)
- ④ 現金等は不要です、買物等がありましたら退所時に清算いたします。
- ⑤ 全ての持ち物に、必ずお名前を入れてください。

健康管理

- ⑥ 嘱託医師，看護婦にて行いますが、病状により通院治療の必要が生じた場合はご家族に連絡いたしますので、かかりつけの病院等にご相談をお願いいたします、通院はご家族でお願いいたします。
- ⑦ 服薬は事業所で管理いたしますが、不足についてはご家族が主治医より投薬を受け当施設に届けてください。
- ⑧ 発熱等により入所継続が困難な場合、退所となりますのでご承知下さい。

短期入所生活介護の内容

- ⑨ 食事 (利用者にあわせて粥食，刻み食，ミキサー食，軟菜食、療養食等ありますのでご相談ください。)
- ⑩ 入浴 (週2回の入浴日があります。利用者の健康状態により清拭，中止になる場合がございます。)
- ⑪ 介護 (着替え，排泄，食事等の介助，体位交換，シーツ交換等)
- ⑫ レクリエーション
- ⑬ 健康管理
- ⑭ 生活相談

その他

- ⑮ 入所にあたって緊急時の連絡先をお尋ねいたします。
- ⑯ 入所日の朝、体温を測定しておいでください、また排便状況をお尋ねしますので確認をお願いしてください。
- ⑰ 入所予約がありましても、入所日のご利用者の健康状況によりお断りする場合がありますのでご承知ください。
- ⑱ 病気の場合、ご家族に連絡いたしますので通院等お願いいたします、困難な場合はご相談ください。
- ⑲ 施設での衣類等の持ち物管理の都合上持ち物の数を入退所時にチェックいたしますので指定の用紙に記入をお願いいたします。

ハサミ、剃刀などの刃物類は、事故防止のため持ち込み禁止とさせて頂いております。必要な場合は、施設の物品を貸出し致しますので職員にお尋ねください。

※緊急時の対応等

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

9. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 …………… 地域の消防組織、警察組織等との日常的な連携
- ・ 防災設備 …………… 煙、熱感知器の設置 スプリンクラー消火栓の設置
- ・ 防災訓練 …………… 年間3回以上の訓練、定期的に職員へ周知徹底
- ・ 防火責任者 …………… 飯田 篤史
- ・

10. 入所生活リスクについて

- ・ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による事故の恐れがあります
 - ・ 当施設では、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒、転落による事故の可能性がります
 - ・ 高齢者の骨はもろく、通常での対応での容易に骨折する恐れがあります
 - ・ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります
 - ・ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血がしやすい状態にあります
 - ・ 加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込み力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります
 - ・ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等により、急変、急死される場合もあります
 - ・ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設看護師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります
 - ・ 高齢者の体力は、減退し認知症は進行するため、著しい症状の変化を認めることもあります
- ※当施設では、利用者が快適な入所生活を送れますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者に身体状況や病気により、上記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい

11. 個人情報の取り扱いについて

適切に管理しておりますが、居宅介護支援事業所、医療機関、行政等との連携のための情報提供は必要な範囲と考えておりますのでご理解ご了承のほど宜しくお願いいたします。

12・福祉サービス第三者評価の有無（無）

13. サービス内容に関する相談・苦情

- ・事業所ご利用者相談・苦情窓口 電話 0439-70-6500
 苦情解決責任者 施設長 小嶋 友子
 苦情解決担当者 相談員 飯田 篤史、介護支援専門員 江口 一広
- ・第三者委員
 - ・社会福祉法人管理者 村上 恵理也 電話 047-710-7430
 - ・社会福祉法人管理者 飯田 眞雄 電話 0439-87-2916
- ・その他 千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428
 富津市介護福祉課 0439-80-1300 袖ヶ浦市高齢者支援課 0439-62-3219
 君津市高齢者支援課 0439-56-1610 木更津市高齢者福祉課 0438-23-2630

14. 法人の 名称、代表者、所在地、連絡先

名称	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会
代表者役職・氏名	理事長 木下 宣世
本部所在地	千葉県富津市川名1436番地
連絡先	0439-87-9381

令和 年 月 日

短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会
 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
 特別養護老人ホーム望みの門富士見の里（短期入所） 印
 所在地 千葉県富津市湊701番地
 説明者 副施設長兼生活相談員 飯田 篤史 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。尚、事故報告等必要な場合には県・市・他事業所に個人の情報を提供することを承諾いたします。

利用者

住所
 氏名 印

身元引受人

住所
 氏名 印